

定期利用保育のご案内【区立認可保育園】

●定期利用保育は、入園が待機となった1～3歳児について、令和8年3月末まで保育を行う事業です。保育時間・利用料等の利用条件や決定方法が通常の保育と異なります。また、申込の期間・場所等が定められていますので、以下の事項をよくご覧のうえお申込みくださるようお願いいたします（利用を希望されない場合は、手続き等は不要です）。

定期利用保育の概要

- * 定期利用保育は、保育園の入園児童数等の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受入れるものです。
- * 児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び定期利用保育事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

1 実施する保育園と受入児童数

施設名	所在地	問い合わせ先	受入児童数※1			
			1歳	2歳	3歳	合計
区立太子堂保育園定期利用保育	太子堂5-24-27	03-3414-3565	1	-	-	1
区立三軒茶屋保育園定期利用保育	三軒茶屋1-23-4	03-3418-2841	1	-	-	1
区立世田谷保育園定期利用保育	若林5-27-18	03-3414-5065	-	1	-	1
区立桜保育園定期利用保育	桜2-18-3	03-3426-3761	-	1	-	1
区立豪徳寺保育園定期利用保育	豪徳寺1-34-2	03-3425-8861	1	-	-	1
区立わかさ保育園定期利用保育	経堂1-25-11	03-3425-4541	-	1	-	1
区立守山保育園定期利用保育	代田6-21-5	03-3460-3066	1	-	-	1
区立南奥沢保育園定期利用保育	奥沢1-2-13	03-3727-9309	1	-	-	1
区立用賀保育園定期利用保育	用賀2-29-22	03-3700-1945	-	3	-	3
区立用賀保育園分園定期利用保育	用賀2-28-20	03-3700-7031	-	2	-	2
区立希望丘保育園定期利用保育	船橋6-25-1	03-3302-5814	1	-	-	1
区立南八幡山保育園定期利用保育	八幡山3-9-20-101	03-3329-5021	1	-	-	1
区立大蔵保育園定期利用保育	砧4-5-12	03-3416-8551	1	-	-	1

※1 受入児童数について

- (1) 「1歳」は令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれの児童、「2歳」は令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童、「3歳」は令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの児童。
- (2) 申込みの状況等により、受入児童数の年齢別内訳は変更となる場合があります。

2 利用対象者（利用のお申込みができる方）

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が利用できます。

- (1) 世田谷区在住で、集団保育が可能な児童であること（区外へ転出した場合は、転出した日の属する月の末日をもって退園していただきます。）
- (2) 保護者が利用開始月に就労しており、保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して当該児童を保育することができない場合であること（育児休業取得中の方は、利用開始月の月末までに復職していること。また、今後育児休業を取得する場合は、退園していただきます。）
- (3) 施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が待機となった児童であること

【注意】利用開始後に施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が内定した場合、入園月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。

3 利用できる期間

利用できる期間は令和8年3月31日までとなります。

(令和8年3月31日で終了し、利用の更新はありません。) ※3ページ「利用方法等」もご覧ください。

4 食事

食事は保育園で用意します。アレルギーの対応が必要なお子さんは、代替食または除去食を用意します（アレルギー対応が必要な場合は、診断書等の提出をお願いする場合があります）。

5 保育日

保育園の開園日【祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月～土曜日】

6 利用可能な時間

午前7時15分から午後6時15分まで

7 利用料と保育時間

(1) 利用料は決定した利用区分に応じた月額制となります（利用料には保育料のほか、原則として給食費等の保育に必要な費用が含まれます）。

(2) 1日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

利用料（月額）

利用区分	1・2歳児	3歳児
短時間利用（利用時間が4時間以内の場合）	22,000円	14,500円
基本利用（利用時間が4時間を超え8時間以内の場合）	44,000円	29,500円
長時間利用（利用時間が8時間を超え11時間以内の場合）	50,000円	40,500円

8 他の保育施設との同時利用

保育室・保育ママ・認証保育所との同時利用はできません。

また、施設型給付対象施設及び地域型保育事業への継続入園が決定している方も利用できません。

9 定期利用保育の保育料に対する補助について

以下に該当する方は、保育料に対する補助金の対象となります。

利用料をお支払いいただいた上で、3か月ごとに区に対して請求手続きをしていただきます。

「7 利用料」のうち、保育料のみが補助対象となります。

区からの保育の必要性認定をお持ちの期間が補助対象となりますので、認定切れにご注意ください。

クラス年齢	住民税	子どもの順番	補助上限額 ※1	要件 ※2
1～2歳児 クラス	課税世帯	第2子以降のみ	42,000円	保育の必要性 認定が必要
	非課税世帯	第何子でも可		
3歳児クラス	課税・非課税	第何子でも可	37,000円	

※1 補助対象となるのは月額保育料のみです。食材料費、おむつ等に要する実費負担額（特定費用）は補助対象外です。

※2 保育の必要性の認定を受けている期間が対象です。認定切れとなった日の翌月からは補助対象外となります。

申請にあたっては、以下の書類が必要となります。

①施設等利用費請求書 ②領収書兼提供証明書（世田谷区が発行）のコピー

※②の書類が必要な場合は、各施設へお申し出ください。

申請方法やスケジュール等の詳細につきましては、世田谷区ホームページをご覧ください。

補助金の詳細はこちら

ホームページ検索欄から見る

/ ページIDから探す



1545

検索

→ ページID検索

/ 旧ページID（ページ番号）から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号



検索

→ 旧ページIDとは

二次元コードから見る



■利用条件の詳細について

＊区立保育園で実施する定期利用保育の利用にあたっては、世田谷区が決定させていただきます。

＊利用条件は世田谷区が定めています。利用内定時の面談の際に、利用条件の詳細について十分に世田谷区（保育園）とお話し合いいただき、内容をよくご確認ください。

＊１・２ページに記載するほか、下記に関する主な条件は、原則として次のとおりとなりますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

１ 保育時間と利用区分

- (1) １日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 決定した利用区分に定める利用時間を超えて保育を必要とする場合は、利用区分の変更が必要になります。

２ 利用料

- (1) 利用料は毎月１日から末日までを単位とする月額制とし、各月の利用料の利用区分は、各月の１日現在の利用区分に基づき適用されます。
- (2) 各月の利用料の納入は、原則として各月の当月５日が期限となります。
- (3) 各月の利用料等は、払込用紙によりお近くの金融機関（ゆうちょ銀行可）でお支払いください。
- (4) 利用期間中は保育の利用を予定しない月についても、適用される利用区分に従い、利用料をお支払いいただきます。
- (5) 特別に費用が発生したときは、月額の利用料とは別に実費相当分の費用を請求する場合があります。

３ 利用の辞退

- (1) 利用を辞める場合は、利用の最終日の属する月の前月２０日までに世田谷区（保育園）へ書面にて申し出ていただきます。

４ 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月２０日（以下、「変更期限」といいます。）までに、世田谷区（保育園）へ書面にて申し出ていただきます。
- (2) (1)に関わらず、変更期限を経過した後、利用区分を超えて保育を必要とする場合においては、利用区分を超えて保育を必要とする日を変更日として変更決定とさせていただきます。なお、この場合においては、当該変更日の属する月から変更後の利用区分の利用料が適用されます。

５ その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 決定後、勤務先を退職した場合には、速やかに園にお知らせください。月の初日から末日まで１ヶ月以上就労しない場合は利用の辞退となります。

■空き情報の公開について

定期利用保育の空き情報は、毎月中旬に区のホームページに掲載します。

ホームページ検索
欄から見る

/ ページIDから探す

1544

/ 旧ページID（ページ番号）から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号

検索

二次元コード
から見る



■お問い合わせ

・区立保育園の定期利用保育の制度について

世田谷区子ども・若者部保育課区立保育園運営担当 電話 03-6453-4837

※保育の内容については、各実施保育園の「問い合わせ先」（１ページ参照）までお問い合わせください。